

休猟区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第34条第1項の規定に基づいて、3年以内の期間（通常は3年）を定めて指定するものです。

1. 指定の目的

一定の地域において、減少した狩猟鳥獣の回復、増加を図ることを目的に指定します（狩猟の持続性を求めるため）。

2. 区域内での制限

区域内での鳥獣の捕獲ができません。

特定猟具使用禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第35条の規定に基づいて、一定の区域を20年以内の期間（通常は10年）を定めて指定するものです。

1. 指定の目的

市街、その他人家が密集している場所など、「銃器」または「銃器・くくりわな」による狩猟が危険と思われる地域において指定します。

2. 区域内での制限

狩猟期間中は「銃器」または「銃器・くくりわな」による捕獲が禁止されます。（禁止されていない法定猟具による捕獲はできます）

指定猟法禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第15条第1項の規定に基づいて、指定猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものです。指定期間は、限定しないことを原則とします。

1. 指定の目的

鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる猟法を定め、その指定猟法による鳥獣の捕獲を禁止する区域を指定することにより、狩猟鳥獣のみならず非狩猟鳥獣をも含めた保護を図ります。

2. 区域内での制限

指定猟法による鳥獣の捕獲が禁止されます。指定猟法として、水辺域の鉛製散弾の使用を禁止しています。